

令和 6 年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、
先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いただきます。



令和 6 年 10 月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 4 分の 1 の金額）が選定療養（特別の料金）として、患者さんの自己負担となります。

選定療養は保険給付ではない為、公費も適応外となります。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

・長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページからご確認いただけます。

・選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。公費を使用している方も、別途料金が発生いたします。